

【重要】入居時の室内チェック等に関するお知らせとお願い

この度は弊社募集物件にお申込みいただきありがとうございます。

さて早速ですが、退去時に弊社が立会いをする場合は国土交通省ガイドラインに基づき貸主借主に修繕負担等明示の上、精算していただいています。賃貸借開始の時点で建具やクロス、設備等賃貸借の目的である専有部分のその全てが新品ではない為、どうしても傷や劣化が確認されます。退去時のトラブルを事前に回避する為に、専有部分のキズやその他気になる点を下記 QR コードから登録願います。尚、本登録は契約開始日から 10 日以内に確認及び登録いただきますようお願い申し上げます。
※それ以降の登録は入居時からの傷として認められませんのでご注意ください。



【登録時の注意点】

- ・「遠め（全体の写真）」と「近め（近影写真）」の 2 枚で 1 セットとなります。
どちらか 1 枚だけでは登録できません。どちらか一方でわかる場合は 2 枚とも同じ写真でも結構です。
- ・わかりにくいものは備考欄等に出来るだけ詳細を記入していただく様お願いいたします。

記入例

損傷箇所『有り』にチェックをすると、
損傷箇所の入力フォームが表示されます。
画面の案内に従い『損傷箇所名』『損傷内容』
『損傷箇所確認日』『修繕の必要』
『損傷箇所写真（遠め・近め）』を入力します。

2箇所以上ある場合は、『追加』をクリックすると
入力フォームが追加されます。

1度に10箇所分まで登録できます。

本サービス上のデータ保管は物件所有者変更や管理会社変更、システム会社の仕様変更やそのサービス終了等により予告無く終了する場合があります。念の為、PDF ファイルのデータでの保管または印刷した上で保管下さい。